

令和元年度

随時監査報告書

(備品及び重要物品、災害備蓄品)

横手市監査委員

監 第 166 号
令和2年2月5日

横手市長	高 橋 大 様
横手市議会議長	播 磨 博 一 様
横手市教育委員会教育長	伊 藤 孝 俊 様

横手市監査委員	柴 田 恒 宏
横手市監査委員	飼 田 一 之
横手市監査委員	木 村 清 貴

随時（備品及び重要物品、災害備蓄品）監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、令和元年度の随時（備品及び重要物品、災害備蓄品）監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

なお、令和元年11月30日まで監査を執行した高橋聖悟監査委員は同日付をもって退任し、令和元年12月11日に木村清貴監査委員が就任しました。

目 次

1	監査の目的	1
2	監査の期間及び対象課	1
3	監査の範囲	1
4	監査の方法	1
5	監査の着眼点	3
6	監査の結果の概要	3
7	まとめ	4

別添 監査の結果

(1) 総務企画部

情報政策課 5

危機管理課 5

(2) 教育委員会事務局教育総務部

スポーツ振興課 5

1 監査の目的

横手市物品規則（以下「物品規則」という。）第4条第1項第1号に規定されている備品及び同条第2項の重要な物品（以下「重要物品」という。）、また、横手市地域防災計画に基づく県と市町村の共同備蓄品（以下「災害備蓄品」という。）の現況について把握するとともに、それらが適正に管理運用され、かつ効率的に活用されているかを調査、検証し、物品に関する事務の適正な執行に資することを目的とする。

2 監査の期間及び対象課

令和元年10月3日（木）～ 令和2年1月27日（月）

実地監査日	対 象 課
11月21日（木）	情報政策課 危機管理課 スポーツ振興課

3 監査の範囲

備品全般及び災害備蓄品の管理運用について

4 監査の方法

事前に対象備品に係る監査資料（備品システムから出力される備品台帳一覧表（以下「備品台帳」という。）、不用の決定と亡失の備品出納簿（以下「備品出納簿」という。）の提出を求め、各種の備品が適正に管理され、有効な活用が図られているかどうかを主眼に、関係職員に対する物品管理事務等の聴取、保有備品の現物及びシール貼付等の実地確認を実施した。

また、災害備蓄品についても台帳等の資料の提出を求め、管理事務等について関係職員からの聴取を行い、保管状況について実地確認を実施した。

参考：提出監査資料一覧

備品及び重要物品

R1. 9. 30 現在

対 象 課	監査資料名 (単位：件)			
	備品台帳	重要物品 【左の内 100 万円 以上】	備品出納簿 (H30. 4. 1～ H31. 3. 31)	備品出納簿 (H31. 4. 1～ R1. 9. 30)
情報政策課	9, 7 4 4	1 3	2 3 5	0
危機管理課	2 1 8	1	1	0
スポーツ振興課	1, 6 0 9	2 3	1 8 3	1 1

災害備蓄品 (危機管理課)

R1. 9. 30 現在

区 分	品 目	備蓄目標数量	備蓄数量	達成率
食料品等	主食	10, 995 食	8, 205 食	※ 75%
	主食 (お粥など)	2, 121 食	1, 599 食	※ 75%
	飲料水	13, 246 リットル	9, 462 リットル	※ 71%
	粉ミルク	3, 733 グラム	4, 496 グラム	120%
	ほ乳瓶	10 本	35 本	350%
防寒用品	毛布	2, 945 枚	2, 959 枚	100%
	石油ストーブ	30 台	82 台	273%
衛生用品	トイレ	21, 187 回分	21, 485 回分	101%
	トイレットペーパー	666 巻	814 巻	122%
	紙おむつ (大人用)	621 枚	783 枚	126%
	紙おむつ (子供用)	444 枚	1, 372 枚	309%
	生理用品	1, 106 枚	1, 376 枚	124%
発電・照明機材	自家発電機	15 台	91 台	607%
	投光器	30 台	69 台	230%
	コードリール	30 台	67 台	223%
	燃料タンク	45 個	129 個	287%
その他	タオル	2, 945 枚	3, 490 枚	119%
	給水袋	295 枚	1, 582 枚	536%
	医薬品セット	15 個	23 個	153%

注) 達成率 ※ 印の品目については、今年度中に備蓄目標達成見込み

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 備品及び災害備蓄品の受入れは、適正に行われているか。
- (2) 備品及び災害備蓄品の管理は、適正に行われているか。
- (3) 遊休備品、死蔵備品はないか。
- (4) 重要物品の確認（報告）は、適切に行われているか。

6 監査の結果の概要

今回の監査の結果、管理面で現物と備品台帳の数量等が一致しないものや不用処分の手続きが行われていないものがあり、物品規則に基づき適正な管理運用をする必要がある。

なお、主な所見は次のとおりであるが、個別の指摘事項については、「別添 監査の結果」に記載した。

(1) 現物と備品台帳の照合について

備品台帳に備品の所在場所や規格が記載されていないもの、備品の所管換・所在の変更・不用処分が行われていないもの、備品登録されていないものが一部見受けられた。また、備品シールが貼られていないものや、旧備品システムから出力された備品シールが貼られたままのものがあり、速やかに現行の備品システムより出力された備品シールへの貼り替えが望まれる。

現物と備品台帳を照合のうえ適切な管理をされたい。

(2) 備品登録について

パソコンソフトやライセンス等、同規格で少額の備品が多数登録されているが、可能なものについては一括登録など、登録の仕方について検討されたい。

(3) 災害備蓄品について

災害備蓄品の備蓄目標数量を確保するとともに、保存期限のある品目については品質管理を徹底しながら引き続き有効活用を図られたい。

7 まとめ

各所管課においては、現物と備品台帳の確認（照合）が行われていない備品や、備品台帳に不備があるもの、備品の不用処分の手続きが行われていないものなどが見られ、備品管理に対しての認識が十分でないように思われる。

備品は市の公費から購入した市の財産であり、現物と備品台帳が一致していないものや、物品規則に基づく諸手続きが行われていないものは速やかに確認や手続きを行い、適正な管理運用と有効活用が図られるよう望むものである。

今回対象となった部署に限らず、他の部署においても、物品規則に基づいた管理の徹底を図られたい。

また、横手市地域防災計画の備蓄計画に基づき、災害時に必要となる物資の備蓄、調達・受入れ体制の整備推進に努められたい。

別添 監査の結果

(1) 総務企画部

課 名	監査の結果（指摘事項）
情報政策課	1 備品台帳に所在場所、規格が記載されていないものがある。 2 備品台帳への登録が行われていないものがある。 3 所在場所の変更、不用処分が行われていないものがある。
危機管理課	指摘事項なし

(2) 教育委員会事務局教育総務部

課 名	監査の結果（指摘事項）
スポーツ振興課	1 備品台帳に所在場所、規格が記載されていないものがある。 2 備品シールが貼られていないものがある。 3 所在場所の変更、不用処分が行われていないものがある。